

「保育の必要性」の認定

保護者全員（父母ともに）が、下の表にある「保育を必要とする事由」に当てはまる場合は、「保育の必要性」を受けることができます。

保育を必要とする事由		認定の基準（条件を満たさない場合は入園できません。）
就労	保護者が児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合	1か月の労働時間60時間以上（休憩を除く）を常態としている場合 ※契約時間だけでなく、実際の勤務時間も含めて判断します。 ※有期雇用で更新予定がない場合は、雇用期間に応じた期限付認定となります。
出産	保護者が、出産前後である場合	出産予定日の6週間前の月の1日から、出産翌日の8週間後の日の属する月の末日までの期間にある場合 ※妊娠・出産に伴う長期間の療養が必要なときは、治癒するまで認定できる場合があります。 【期限付認定】
疾病・障害	保護者本人に、病気・怪我、心身の障害がある場合	医師の診断書や障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の疾病や心身に障害があると認められる場合 【期限付認定】
家族介護等	保護者が病気や心身に障害がある同居家族を常時介護等している場合	1か月の介護等の時間60時間以上の場合 【期限付認定】
災害	保護者が、災害（震災、風水害、火災等）の復旧にあたる場合	災害により児童の居宅が滅失・損壊し、その復旧のため保育ができない場合 【期限付認定】
就学	保護者が、将来就労につながる就学をしている場合	1か月の授業時間60時間以上の場合 ※1か月以上の長期休暇がある場合は、その間の認定基準を満たす就労証明書の提出が必要です。 【期限付認定】
求職	保護者が求職活動をする場合	求職活動開始日から数えて90日後が属する月の末日までに、認定基準を満たす就労の開始が決定すること ※在園児の保護者が退職した場合は、退職日の翌日から起算します。 【期限付認定】
育児休業	保護者が育児休業を取得している場合	育児・介護休業法、その他の育児休業に関する法律に基づく育児休業を取得している場合 【期限付認定】
特例	その他	上記以外で保育が必要とされる状態にある場合（虐待やDVのおそれがある場合等） 【期限付認定】